

石狩市総合計画策定審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画について調査審議するため、石狩市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

3 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該総合計画が策定されるまでの間とする。

2 委員は、再任されることができる。
3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要的都度会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会の会議は、原則として、これを公開する。

(専門部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。